

令和8年度博士前期課程及び専門職学位課程進学予定者に

係る特に優れた業績による返還免除内定候補者申請要項

1. 制度の概要

特に優れた業績による返還免除制度とは、博士前期課程及び専門職学位課程（以下、「博士前期課程等」という）在学中に第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生のうち、貸与期間中に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、その奨学生の全額又は半額を返還免除する制度です。

返還免除内定制度とは、博士前期課程等に進学する前に上記の返還免除を内定する制度です。なお、学業不振等により、内定しても取り消されることがあります。

2. 本年度の推薦枠

博士前期課程	基本枠 6名 追加枠 2名 ※追加枠は内定者とならない可能性あり
専門職学位課程	募集なし

3. 対象者

令和8年度に本学博士前期課程等への進学を予定し、以下の①～③すべてを満たす者（留学生除く※1）

- ① 大学学部等において修学支援新制度（※2）又は旧制度の給付奨学生（※3）を利用している者、又は住民税非課税世帯である者（※4）。
- ② 令和8年度の本学博士前期課程等入学者選抜に合格している者又は出願を受理（受験番号が通知）されている者（※5）。
- ③ 進学目的と研究計画から、「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」における研究能力や高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者。

内定となった場合でも、入学後6か月以内に第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）として採用されなかった場合は、内定の効力を失います。

※1 外国籍学生の場合は、「法定特別永住者」「永住者」「定住者」等のみが対象。

※2 支援区分が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）、多子世帯（支援区分は問わない）の者は対象。資産超過により支援区分が停止中の者は対象外。

※3 給付奨学生（旧制度）利用者である場合は、事前に大学へご相談ください。

※4 給付奨学生でない場合（過去に修学支援新制度を利用していても、既に満期を迎えていたり廃止等で支援を受けていない場合を含む）は、学生等本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の直近の所得証明書等により、全員の市区町村民税所得割額が0円であること。

※5 申請時に記入した研究科・専攻と異なる分野に進学した場合、内定取消となることがあります。

4. 申請方法と期限

スカラネット入力を済ませた上で、「5. 申請書類」を参考に書類を不備なく揃え、大学に提出してください。

STEP 1 スカラネット への申請登録	入力期限：令和7年12月25日（木）まで 別紙「スカラネット入力下書き用紙」を記入の上、申請登録をして下さい。
	【識別番号】 ユーザーID : 103002 パスワード : np2q36y5 <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとパスワードは、半角英数での入力となります。 ・O（大文字のオー）、I（大文字のアイ）、L（小文字のエル）は使用していません。 ・期限を過ぎて入力されたデータは選考対象とすることはできません。 ・受付番号は必ず下書き用紙に控えてください。
STEP 2 大学への申請書 類の提出 郵送でも提出可能	窓口での提出期限：令和7年12月25日（木）17時00分 厳守 峰キャンパス : 学生支援課学生支援係（学務棟（ミニストップ併設）2階） 陽東キャンパス : 陽東学務課学生係（学生プラザ（図書館併設）1階） 窓口営業時間 : 平日のみ 8時30分～17時00分
	郵送での提出期限：令和7年12月25日（木）必着 <郵送宛先>〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町350 宇都宮大学 学生支援課 学生支援係 <ul style="list-style-type: none"> ・博士前期課程等返還免除内定候補者申請書 在中と封筒に朱書きしてください。 ・配達記録が残る形で送付ください。

5. 申請書類

番号	提出書類	対象者	注意事項等
1	申請書	全員	別紙「宇都宮大学博士前期課程及び専門職学位課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定候補者申請書」を使用。
2	大学院合格通知の写し	全員	これから受験予定の者で受験番号が付されていない方は別途連絡ください。
3	現在在学している大学の成績証明書	宇都宮大学以外の出身者	申請時に発行できる最新の成績証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・2025年度前期までの成績が反映されたもの ・既卒者は最後に卒業（修了）した大学の成績証明書
4	「授業料減免認定通知書」の写し	修学支援新制度（旧制度も含む）利用者	最新版を提出してください。
5	資産の申告書 と 所得証明書	修学支援新制度（旧制度も含む）を利用していない者	別紙「資産の申告書」を記入し、学生本人と生計維持者（原則父母）の令和7年度所得証明書を提出。

6. 返還免除内定者の発表等について

推薦候補者は学内で選考し、日本学生支援機構へ推薦します。推薦候補者には3月下旬に進学確認メールを送信します。本学への進学を辞退する者がいた場合、次席者を繰上推薦します。その後、機構が来年7月上旬ごろ最終審査を行い、返還免除内定者を決定します。大学から返還免除内定者への結果通知は来年7月中旬以降となり、教務ポータルでの発表を予定しております。申請書に記入した「スカラネット受付番号」は進学届提出時や在学採用をする際に必要となりますので、結果の発表まで保管してください。

7. 注意事項

- ・返還免除内定制度を利用するためには、本制度への申請とは別に第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）の申請を行うことが必要です。 奨学生の採用基準は、本制度の採用基準と異なるため、内定者として採用されても、第一種奨学生として採用されない場合があります。
- ・返還免除内定者に採用された場合は、博士前期課程等2年生への進級時に中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうかを確認します。学業不振等で内定取り消しとなる場合があります。また、第一種奨学生の適格認定で「廃止」「停止」「休止」に該当した場合は内定が無効となります。
- ・本制度に内定した場合でも、自動的に返還は免除されません。貸与終了年度における「特に優れた業績による返還免除」の申請が必要です。 その際に提出した業績によって「全額免除」、「半額免除」のいずれかに決定します。申請を怠った場合、内定は無効となります。
- ・複数の研究科へ入学を予定した申請を行うことはできません。申請は1人につき、1つの大学・研究科へ1回のみ可能です。
- ・今回の返還免除内定候補者に採用されなかったとしても、貸与終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請することは可能ですので、返還免除の機会がなくなった訳ではありません。
- ・専門職学位課程を修了後、教職に就く方は、「教員になった者に対する奨学生の返還免除制度（教員免除）」がございます。申請時期については、貸与終了年度の12月末までに情報を教務ポータルと大学HPに掲載しますので、ご確認ください。
- ・重要な案内や個別連絡は、学内メールアドレス（他大学出身者は申請書に記入いただいた連絡先）に送信しますので、必ず受信できるようにしてください。

8. お問い合わせ

宇都宮大学学務部学生支援課学生支援係
〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町350
MAIL : shougaku1@a.utsunomiya-u.ac.jp